

青森県報

第三千四百五十八号

平成二十三年
十月三十一日
(月曜日)

告

示

青森県告示第八百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年十一月三十日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

道路の区域の変更……………（道路課）…一
道路の供用の開始……………（同）…一

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表……………（事務局）…二

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		備考
			前	後	
1	県道	清水川滝沢 野内線	青森市大字滝沢字住吉二四八の二から 青森市大字滝沢字住吉二五一の四まで	二〇・五〇メートルから 三五・三〇メートルまで	敷地の幅員 敷地の延長

青森県告示第八百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年十一月三十日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道清水川滝沢 野内線	青森市大字滝沢字住吉二四八の二から 青森市大字滝沢字住吉二五一の四まで	平成三二・一

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成23年 8月29日付け青監査第39号で報告した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委員会委員長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年10月31日

青森県監査委員 泉 山 哲 章

同 元 木 篤 子

同 同 工 藤 兼 光

同 岡 元 行 人

監査箇所名	監査結果	措置の内容
税務課 三八地域県民局県 税部	旅費において、概算私 の精算手続が遅延してい るものがある。	旅費の精算手続の適正執行に ついて、職員に対し改めて周知 徹底するとともに、チェック体 制の強化を図った。
財産管理課	旅費において、概算私 の精算手続が遅延してい るものがある。	旅費の精算手続の適正執行に ついて、職員に改めて周知徹底 するとともに、チェック体制を 強化した。
	未利用財産の解消に努 めること。	引き続き積極的に売却を進め るなど、未利用財産の解消に努 めている。
東青地域県民局県 税部 中南地域県民局県 税部 三八地域県民局県 税部 西北地域県民局県 税部 上北地域県民局県 税部 下北地域県民局県 税部	収入未済の解消に努め ること。	個人県民税の収入未済額が県 税全体の76.5%を占める状況を 踏まえ、これまで市町村との共 同催告、共同徴収、徴収引継、 徴収支援チームなどの徴収支援 策を講じてきたところであり、 市町村の徴収技術の向上に加え、 収入歩合の向上を図るため、対 象案件の処理の促進を図り、引 き続き個人県民税の収入未済の 解消に市町村と協働して取り組 んでいるところである。
企画調整課	旅費において、概算私 の精算手続が遅延してい	所属内において職員に対し注 意喚起した。また、各担当ケル

	るものがある。	一フアネージャー、総務担当者 が定期的に確認することにより、 相互チェック体制を強化させ、 適正処理に努めることとした。
東青地域県民局地 域連携部	委託料において、契約 に係る事務が適正に行わ れていないものがある。	出納局の「契約事務研修資料」 及び「公所出納員審査等要綱」 を配布し、起案作成者が事前に 契約事務の必須科目を確認の上 起案することとし、変更契約起 案理由に契約保証金徴収の項目 を補記することと、起案決裁時 と契約締結押印時に目視による チェックを行い、契約保証金の 徴収漏れを防止するものである。
中南地域県民局地 域連携部	需用費において、電気 料金の支払遅延により、電 気運収加算金が生じている ものがある。	定期的な支払については、請 求書收受日と支払手続の完了を 支払管理表により複数の者が確 認することと、適正な財務事務 の執行に努めることとした。
三八地域県民局地 域連携部	需用費において、支払 手続が遅延しているもの がある。	地域農林水産部からの連絡を 受け、直ちに支払手続を行った。 県民局内での支払遅延の再発防 止策として、県民局内各部署に ついては担当課長及び担当者が、 地域連携部においても総務経理 課長及び担当者が財務システム 等により定期的に執行状況を確認 することとし、少しでも支払 遅延の疑われる事例があれば、 課長同士で連絡を取り合うこと とした。
西北地域県民局地 域連携部	需用費において、支払 手続が適正でないもの がある。	地域連携部管守の県民局長印 と各部の県民局長専用公印の取 扱いについて、各部の公印管守 者が専用公印の押印すべき文書 を事務委任規則等により確認徹 底するとともに、地域連携部に おいても、合議時や支払時に公 印のチェックを行い、再発防止 に努める。
	委託料、使用料及び賃 借料、公有財産購入費及 び補償、補填及び賠償金 において、支払手続が適 正でないものがある。	契約書への押印の際、地域連 携部以外の各部署で管理してい る専用公印を誤って押印してい たものである。 このことから、平成23年7月

	<p>29日付け事務連絡「予算執行の適正化及び公印の適正使用について」により、地域県民局各部長及び下部機関の長あて、下記のとおり通知した。 平成23年7月15日付け青人第174号「職員の綱紀肅正について」中の第4の趣旨を職員に対して周知徹底を図ること。 平成23年7月13日付け青総第225号「公印の適正な使用について」の内容を関係職員に対して習得させること。 公印の誤った使用を防止するため、専用公印の使用に係る文書一覧表を作成し、押印場所に掲示するなど、職員に注意を喚起すること。これを受けて、各部では所属職員に対し周知徹底を図り、併せて公印の押印場所に、専用公印を用いる文書・契約書の一例及び公印管理者が確認し、誤らないよう努めている。</p>	<p>下北地域県民局地域連携部</p> <p>需用費、役員費、委託料及び公課費において、も事務処理が適正でないものがある。</p> <p>需用費において、電気料金の支払遅延により遅回収算金が生じているものがある。</p> <p>旅費において、概算私の精算手続が遅延しているものがある。</p> <p>収入未済の解消に努めること。</p>
--	---	--

<p>環境再生対策室</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>や財産調査により現状を確認し、戸別訪問により支払方法について話し合いの上、支払計画書の提出や一部徴収を実施した。</p>
<p>医療業務課</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>滞納者の状況を把握し、電話や文書による催告を行うとともに、必要に応じて個別訪問を行うなど、今後も継続して収入未済の解消に努めていくこととした。</p>
<p>高齢福祉保険課</p>	<p>負担金、補助及び交付金において、交付決定が遅延しているものがある。</p>	<p>被貸与者の就業状況管理を徹底し、事務手続が適時・適切に行われるよう対応することとした。</p> <p>国庫支出金を財源とする事業における県の交付決定可能時期を適時把握するとともに、事務処理の遅延が生じないよう、グループマネージャによる職員の事務の進捗管理を徹底することとした。</p>
<p>障害福祉課</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>補助事業者が多数となる補助金については、補助金交付申請書の提出期限を順次ずらして設定することとした。 また、今後、同様の事例が生じないよう職員へ周知した。</p>
<p>商工政策課</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>納入期限までに履行しない者に対し、財務規則第73条及び第308条に規定する督促状を发出するとともに、滞納者の状況を把握しつつ、電話や文書による催告を行っていくほか、必要に応じて個別訪問を行っていき、今後も継続して収入未済の解消に努めていくこととした。</p> <p>引き続き、延滞企業等への訪問や電話等による催告及び分割</p>

工業振興課	収入未済の解消に努めること。	納入等の指導を行いながら回収に努めていく。 今後も、適切な債権管理及び新たな収入未済の発生防止に十分留意していく。
	収入未済の解消に努めること。	債務者に対しては、個別訪問による督促を行うなど債権回収につながる働きかけを継続するとともに、適切な債権管理及び新たな収入未済の発生防止に十分留意していく。
農林水産政策課	財産貸付収入において、調定手続が遅延しているものがある。	年間調定管理表を作成し、歳入担当者、関係する職員及び担当GMが調定の時期、案件を共有しながら、調定期期の遅れ、調定漏れがないよう努めることとした。
	委託料において、支払手続が遅延しているものがある。	内部チェック体制を強化するため、請求が遅れている案件がないか、各グループごとにGMが確認することとした。
総合販売戦略課	旅費において、概算私算の精算手続が遅延しているものがある。	内部チェック体制を強化するため、庶務担当グループにおいて、概算旅費の精算が行われているかどうか、定期的にチェックすることとした。
	委託料及び備品購入費において、入札手続が適正でないものがある。	財務研修などを活用し、職員の知識の習得や専門性の向上を図るとともに、改めて、関係法令や事務手続の確認を徹底することとした。
団体経営改善課	収入未済の解消に努めること。	延滞者に対する個別面談等を継続的に実施し、収入未済の解消に努めることとした。
	雑入において、調定手続が遅延しているものがある。	業務の進捗状況を複数の職員が確認できるように書類の整理方法を改善し、チェック体制を強化することとした。
林政課	収入未済の解消に努めること。	損害賠償請求訴訟で勝訴が確定したため、その判決に基づき、損害賠償金の回収を図ることとした。

農村整備課	収入未済の解消に努めること。	延滞者との面談を通じその解消に鋭意努力してきたところであり、引き続きその解消に努めることとした。
	報償費及び旅費において、過年度支出となっているものがある。	各種委員会の委員等への委員報償費・旅費については、本人に直接、住所及び振込口座等を確認し、支払いすることとした。
三八地域農民局地域農林水産部	収入未済の解消に努めること。	滞納処分の執行停止を行い、3年間資産状況の調査を実施し、表見財産がなければ、不納欠損処分とすることとした。
	需用費において、支払関係書類の保管が適正でなかったため、支払手続が遅延することとなったものがある。	支払を要するものは、帳票等を目につく場所に置くなど確実に課内で情報を共有するとともに、定期的に財務システムで支払未済をチェックすることとした。
下北地域農民局地域農林水産部	工事請負費において、入札手続が適正でないものがある。	システム入力時、各段階での審査等においては、複数人でのチェック・確認体制を取るとともに、情報共有を徹底することとした。
	財産の管理において、適正でないものがある。	引き続き清算人に対し原状回復を文書で働きかけるとともに、安全確保のため定期的に見回りを実施し、事故防止に努めることとした。
監理課	需用費において、歳出科目が誤っているものがある。	起案文書等の決裁段階での職員相互チェック、物品納品時の検査体制強化のほか、財務事務全般に関する職員研修を実施し、また職員間の財務知識の確認・周知の徹底に努めることとした。
	委託料において、契約に係る事務が適正に行われていないものがある。	職員に対して関係規定等の遵守を指導するとともに、内部審査体制の強化を図り、適正な事務処理に努めることとした。
未利用財産の解消に努めること。	引き続き適正に管理保全の上、売却もしくは貸付が可能な財産は隣接者に対する売却・貸付の	

<p>港湾空港課</p>	<p>委託料において、契約に係る事務が適正に行われていないものがある。</p> <p>未利用財産の解消に努めること。</p>	<p>交渉及び公共利用財産の市町村への財産移管交渉を継続していくこととした。</p> <p>職員に対して関係規定等の遵守を指導するとともに、内部審査体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。</p> <p>土地動向・経済活動等を把握している金融機関・不動産関係者から得た情報を基に、積極的にポータルサイトや活動を実施し、未利用財産の解消に努めることとした。</p>
<p>東青地域県民局地域整備部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>県営住宅使用料及び駐車場使用料については、引き続き毎月訪問や文書等による督促で未納解消に努めていくこととした。道路占有料その他の土木使用料については、引き続き文書等による督促を行い債権の回収に努めていくこととした。</p> <p>過大に徴収したものについては返納し、過小に徴収したものについては追徴した。</p> <p>県営住宅等の使用料については、青森県県営住宅等家賃滞り整理事務処理要領に基づき、毎月戸別訪問による納付指導と督促の徹底により一層の未納解消に努めることとした。</p>
<p>中南地域県民局地域整備部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>職員に対して関係規定等の遵守を指導し、適正かつ迅速な事務処理に努めることとした。</p> <p>契約書に局長印を押印する際、誤って地域整備部専用地域県民局長印を押印してしまったものがあるが、「地域整備部専用公印で作成できない公文書名一覧表」を作成し、部内の全職員に対してメールで周知徹底を図った。併せてその一覧表を公印押印場所に掲示し、公印管理者が誤った</p>
<p>西北地域県民局地域整備部</p>	<p>公印等の取扱いが適正でないものが多数ある。</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p> <p>土木使用料において、もとのが多数ある。</p> <p>土木使用料において、もとのが多数ある。</p>
<p>青森県立美術館</p>	<p>観光交流推進課</p>	<p>使用料及び手数料において、証拠紙による収入手続が適正でないものがある。</p> <p>申請者に収入印紙を返還し、改めて青森県収入証拠紙の提出を求めた。今後はチャエックミスが発生しないよう、職場内の事務研修及び内部チェック体制の強化を図るなど、財務事務の適正執行に万全を期していくこととした。</p> <p>事前に事務手順をリストアップ</p>

	<p>が遅延しているものがある。</p> <p>すし、各事務のスケジュール管理を行うなど内部チェック体制の更なる強化を図るとともに、事務に携わる職員に研修を行い、円滑な事務執行に努めることとした。</p>
<p>青森県立中央病院</p>	<p>当年度は、202,641,351円の純損失が生じており、累積欠損金も3,632,178,953円となっているので、その解消に努めること。</p> <p>過年度未収金の解消に努めること。</p> <p>文書や電話での催促のほか、平成18年4月からは訪問徴収の専門職員2名も採用、また、平成20年度からは悪質な未納者に対する支払督促の申立ての実施等により、過年度未収金は、前年度と比較して減少したところである。</p> <p>今後も引き続き計画的な訪問徴収を行うほか、悪質と思われる未納者に対しては簡易裁判所への支払督促等の申立てを実施することとしている。</p>
<p>青森県立つくしが丘病院</p>	<p>入札資格審査において、入札保証金の免除手続に適正を欠くものがある。</p> <p>前年度は、68,714,815円の純利益を計上したものの、累積欠損金も823,318,461円となっているので、その解消に努めることとした。</p> <p>入札資格審査に当たっては、実績確認等資格審査を厳密に行い、実績がないものに対しては入札保証金を徴するなど、適正な事務の執行に努めることとした。</p> <p>全所属に注意喚起文書を改めて発出するとともに、未精算のものを常にチェックし、精算が遅延する恐れのあるものについては速やかに催促し、遅延防止に努めることとした。</p>

	<p>ること。</p> <p>過年度医業未収金の解消に努めること。</p> <p>医業費用において、支出金額が誤っているものがある。</p> <p>平成23年1月に未収金取扱要領を策定し、文書や電話、あるいは訪問による未収金の督促等を継続して実施し、未収金の回収に努める。</p> <p>行政財産使用許可の実費徴収分について、県の実費徴収取扱基準の遵守を徹底し、支出金額に誤りが生じないよう努めることとした。</p>
<p>教職員課</p>	<p>旅費において、概算払の精算手続が遅延しているものがある。</p> <p>概算払で旅費の支給を受けて旅行した場合、旅行終了後2週間以内に旅費の精算を行う必要があることを職員全員に周知徹底した。</p> <p>また、事務担当者は、旅費の精算状況は随時確認し、精算が遅れている場合には催促するなど、チェック体制を強化し、精算手続の確実な実施に努めることとした。</p>
<p>文化財保護課</p>	<p>公有財産の所属替の手続が遅延しているものがある。</p> <p>再発を防止するため、一連の事務手続に係る書類を整理して引継書類として保存するとともに、職員に物品、財産に関する事務手続を改めて周知した。</p> <p>複数職員によるチェック体制を強化し、事務処理の遅延を防止する。備品の管理を適正に行うため、備品供用票に備品の設置(使用)場所を記載することとした。</p>
<p>青森県立十和田西高等学校</p>	<p>旅費において、概算払の精算手続が遅延しているものがある。</p> <p>概算払で旅費の支給を受けて旅行した場合には、旅行終了後2週間以内旅費の精算を行う必要があることを職員会議の場で職員全員に周知徹底した。</p>

		<p>また、事務担当者は、旅費の精算状況を随時確認し、精算が遅れている場合には催促するなど、チェック体制を強化し、精算の確実な実施に努めることとした。</p>
<p>青森県立八戸中央高等学校</p>	<p>旅費において、概算払の精算手続が遅延しているものがある。</p>	<p>概算払で旅費の支給を受けて旅行した場合には、旅行終了後2週間以内に旅費の精算を行う必要があることを職員会議の場で職員全員に周知徹底した。また、事務担当者は、旅費の精算状況を随時確認し、精算が遅れている場合には催促するなど、チェック体制を強化し、精算の確実な実施に努めることとした。</p>
<p>青森県警察本部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。 補助金の額の確定が遅延しているものがある。</p>	<p>放置違反金の自主納付催促と滞納処分による財産差押え及び広報活動の徹底により納付率を高めることとした。今後とも継続的に催促を行うこととした。</p> <p>出納整理期間内における額の確定について、補助金交付事務の流れに関する資料により事務手続の周知を図り、確定手続を遅滞なく行うこととした。</p>
	<p>使用料及び賃借料に係る長期継続契約において、契約書に解除条項がないものがある。 委託料において、契約書の内容に不備なものがある。</p>	<p>長期継続契約に係る解除条項について、必要条項の点検確認を徹底し適正な契約を行うこととした。</p> <p>契約書作成において、当事者の事前確認の徹底及び担当者以外の複数による審査強化を図り、内容に誤りがないよう適正な契約を行うこととした。</p>
<p>青森県大間警察署</p>	<p>需用費において、競争入札で執行すべきところ随意契約を行っているものがある。</p>	<p>契約執行方法について、契約担当者の認識を改め、契約方法の適正化による競争性の確保に努めることとした。</p>

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭